

## 公募型企画競争（総合評価落札）方式実施入札公告

独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院の経営改善等支援業務について、公募型企画競争により契約の相手方の選定をするため、次のとおり公募します。

令和7年9月8日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

可児とうのう病院

院長 梶田 泰一

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院の経営改善等支援業務

#### (2) 業務の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院の収益向上支援を実施し、経営改善への効果を上げることを目的とします。

#### (3) 業務内容

独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院の経営改善等支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。

#### (4) 仕様等

別添仕様書のとおり

#### (5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

##### 1. 経営状況及び実績について

##### 2. 業務の実施体制

- ・業務を実施する上でのスケジュール等

##### 3. 業務の提案内容

- ・経営改善方策

##### 4. プレゼン内容等が的確で適切か

##### 5. ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

③青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

④ワークライフバランス等推進企業として都道府県又は市町村、その他関係団体から認定を受けている

##### 6. アピールポイント

### 7. 業務に要する概算費用及びその内訳

本業務の実施に当たり必要な費用の総額を記載してください。なお、概算費用の作成にあたっては成果報酬型の料金形態であることが望ましい。

※ 別途自社様式にて準備期間と準備にかかる費用も算出し、提出する。（入札とは別で当院参考とする）

(6) 業務の実施場所

岐阜県可児市土田1221番地5

独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院

(7) 履行期間

令和7年12月1日から令和9年11月30日まで

(8) 選定方法

本業務に対する受託者の選定は、競争に参加する必要資格を満たす応募者の中より総合評価方式により行う。この方式は、本業務の受託を希望する者を公募し、その応募者から提出される経営改善等支援業務企画書（以下「企画書」という）によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い適正及び能力を評価し決定する。

(9) 競争参加資格

- ① 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条と6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用者として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- ② 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA～C等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当院契約審査委員会において参加を認めた者であること。
- ③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- ④ 当院と同等規模又は同等以上の病院に業務の実績があり令和7年9月末現在も継続していること。
- ⑤ 当院における運営委託事業を受託するにあたり、十分な体制が整備されていること

(10)企画書の提出について

① 公示期間

令和7年9月8日から令和7年10月8日

② 競争参加資格確認申請書類の提出、企画書の提出場所、契約条項を示す場所、説明書等の交付場所及び問い合わせ先

岐阜県可児市土田1221番地5

独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院 2階 総務企画課契約担当

電話 0574-25-3113 FAX 0574-25-4657

③ 仕様書、説明書の交付期間・交付場所

交付期間 令和7年9月8日から令和7年10月8日

(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和62年法律第91号）第1条に規程する行政機関の休日は除く)

④ 交付場所

「②」において交付する。（名刺を持参のこと）

⑤ 企画書及びプレゼンテーションについて

- ・企画書は表紙を除き70ページ以内とする。
- ・プレゼンテーション時間は1提案30分以内とし5分程度をヒアリングとする。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は3人以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は抽選で決定します。
- ・パワーポイント等を用いることは妨げないが、企画書をもとにした内容に限る。

⑥ 企画書の提出部数

企画書については15部を提出すること。

⑦ 企画書の受領期限

令和7年10月9日（木）17時まで

⑧ 説明会

説明は仕様書等交付時に随時実施（事前にアポイントを取って来院すること）

⑨ 企画書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。なお、郵便の場合は提出期限までに必着のこと。）

⑩ 封皮に「経営改善等支援業務企画書在中」と記載すること。

⑪ プrezentationの日時、場所

日時：令和7年10月15日（水）10時00分より

場所：独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院 講義室

⑫ 選考結果の通知

令和7年10月24日（金）までに競争参加者全員に対し書面にて通知する。

⑬ その他

- ・プレゼンテーションには審査員以外の職員が参加する場合がある。但し、審査には参加せず。
- ・提出された企画書等は返却しない。

(11) その他

- ・契約保証金等 「免除」
- ・競争及び契約手続きに使用する言語及び通貨「日本語及び日本国通貨」
- ・競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した企画書。また、仕様書で求める事項を満たさない企画書は無効とする。

- ・契約書作成の要否 「要」
- ・契約までに要する費用は全て、受託者負担とする。
- ・詳細は仕様書による。